

会 議 録			
令和4年度第2回和光市子ども・子育て支援会議施設認可部会			
開催年月日・召集時刻		令和5年 3月1日 午後6時30分	
開催場所		和光市役所 庁議室（3階）	
開催時刻	午後6時30分	閉会時刻	午後7時10分
出席委員		事務局	
五十嵐 裕子		子どもあんしん部次長兼保育施設課長	長坂 裕一
大澤 絵里		子どもあんしん部ネウボラ課長	亀井 誠
汐見 和恵		保育施設課長補佐兼事業管理担当統括主査	山口 元輝
伊東 優子		保 育 施 設 課 副 主 幹	櫻井 哲
		保育施設課施設整備担当統括主査	柳田 弘喜
		保育施設課施設整備担当主事	千葉 光
欠 席 委 員			
新井 悦子			
備 考	傍聴 無し		
会議録作成者氏名		保育施設課 千葉	

会 議 内 容

事務局（柳田）

本日は、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。
開会前に、事務局より資料の確認をさせていただきます。

【当日配布資料】

- ・次 第
- ・資料1 保育事業と公的関与の仕組み
- ・資料2 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度移行について
- ・資料3 民設民営小規模保育事業所の認可・確認の新規承認について
及び施設案内と平面図
- ・資料4 民設民営小規模保育事業所の認可・確認の変更承認について
及び施設案内と平面図
- ・資料5 私立幼稚園の認定こども園化に伴う確認の承認について
及び施設案内と平面図
- ・資料6 私立幼稚園の新制度移行に伴う確認の承認について
及び施設案内と平面図
- ・資料7 第2期和光市子ども子育て支援事業計画中間見直し
資料の不足がございましたら、お知らせください。

会議は公開となりますので、審議につきましては後日和光市ホームページで会議録として公開されます。会議録作成のため録音させていただきますので、ご了承ください。発言の際には、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

それでは、議事進行につきましては、子ども子育て支援条例第7条の規定に従いまして、部会長であります五十嵐先生よろしく願いいたします。

五十嵐部会長

それでは、令和4年度第2回施設認可部会を開催いたします。

始めに、和光市子ども・子育て支援会議条例の規定により委員の過半数の出席が必要となります。本日の委員の出欠について事務局から報告願います。

事務局（柳田）

新井委員が欠席しており、5名中4名の出席となっております。過半数の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

五十嵐部会長

ありがとうございました。それでは、事務局から報告していただいたとおり、会議は成立しておりますので、続いて議事録署名人を指名させていただきます。名簿順で、伊東委員大澤委員となりますので議事録の署名を

大澤委員、伊東委員	<p>お願いできますでしょうか。</p> <p>はい。</p>
五十嵐部会長	<p>ありがとうございます。それでは議題に移らせていただきます。</p> <p>なお、本日は傍聴の方はいらっしやらないようですね。</p> <p>本日の議題は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民設民営小規模保育事業所の認可・確認の新規承認について ・民設民営小規模保育事業所の認可・確認の変更承認について ・幼稚園の認定こども園移行における確認の承認について ・幼稚園の新制度移行幼稚園移行における確認の承認について <p>の4件となっております。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（千葉）	<p>保育施設課千葉より説明させていただきます。</p> <p>資料1 保育事業と公的関与の仕組みについて、今回、改めて、委員の皆さまに承認をいただく「認可・確認」の仕組みについて説明いたします。</p> <p>「認可」とは、保育所や家庭的保育事業等が、児童福祉法に基づき、児童福祉施設としての目的に合致し、児童福祉施設最低基準その他の関係法令に適合していることを認める行政行為となります。</p> <p>なお、市町村以外の者から認可の申請があった場合は、都道府県や市町村による保育需要による現状分析と将来推計を踏まえ、申請への対応を検討することとされています。</p> <p>「確認」とは、子ども・子育て支援法に基づき、保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業所等が、認可施設・事業所であること（認可基準に適合していること）を前提に、給付の対象となる施設・事業所として市町村が確定する手続です。確認した施設・事業所は「特定教育・保育施設」「特定地域型保育事業」と称します。</p> <p>なお、保育所の認可は、都道府県等が行うことになっていますが、和光市は、平成26年度に埼玉県から権限委譲を受けています。</p> <p>よって、当市の場合、児童福祉法に基づき、埼玉県が公設保育所の認可、市が民設保育所及び家庭保育事業所等の認可を行い、子ども・子育て支援法に基づき、市が、保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業等の確認を行っています。</p> <p>続いて、資料2 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度移行について説明いたします。</p> <p>「新制度」とは子ども・子育て支援新制度のことで、幼児期の学校教育・</p>

保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成27年4月にスタートした制度です。

幼稚園は新制度に移行した園と従来型の園とに分かれます。

新制度と従来型の大きな違いは、行政としては、財政措置や行政の権限、利用者の認定、選考方法や保育料の設定などが異なる点にあります。利用者としては、内定後施設を通じて「1号認定」の申請を行うこと、保育料は、市が定める所得に応じた負担額となります。

なお、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が新たに始まり、新制度へ移行している幼稚園は利用者負担額（保育料）が無料となり、未移行の幼稚園は月額25,700円までが無料となっております。

市内の幼稚園は、現在大和すみれ幼稚園が令和4年4月1日に新制度幼稚園に移行しております。

続いて、資料3民設民営小規模保育事業所の認可・確認の新規承認について説明いたします。

やとじま☆リトルスター保育園は、1歳児における待機児童の解消を図るため、施設の整備及び運営を行う事業者を、事業者が自ら所有する物件又は所有者との賃貸借契約により実施するものとして、東武東上線沿線にて1施設、19名定員で整備するものとして公募を行いました。

令和4年10月7日から公募要領を配布し、11月4日を申請書の提出期限としたところ、1者からの応募あり、1者により12月7日に整備事業者選定委員会の審査を行い、整備運営事業者としての選定を受けて、事業者による整備を行い、今回令和5年4月1日を開所日として認可・確認の審査を受けたものとなります。

施設類型は、小規模保育事業所A型、定員は19名となっており、内訳は、1歳児9名、2歳児10名です。

「和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第34条の規定により設備の基準が定められておりますが、各年齢児が使用する保育室、屋外遊技場等は、有効面積・設備等の基準に適合していることを確認しました。

同条例第35条の規定により職員の基準が定められておりますが、専任の施設長含む8名体制で、保育士6名の他、調理員1名、嘱託医及び嘱託歯科医を配置するものです。保育士数は、4.1名≒4名以上を配置かつ小規模保育事業所A型であるため、その全員が保育士でなければならない基準に対し、常勤換算後の非常勤保育士1.3名を含め、5.3名を配置しており、基準に適合していることを確認しました。

また、給食は自園調理とし、その他、重要事項説明書、運営規程への必

要事項の記載を確認しております。

続いて、資料4 民設民営小規模保育事業所の認可・確認変更の承認について説明いたします。

和光第3エンゼル保育室（小規模保育事業所B型）の設置者である(有)三原学園から、当該事業所の定員内訳変更における認可・確認の変更申請がありました。

現在、中央エリアで19名定員（内訳は、0歳児6名、1歳児6名、2歳児7名）で運営しておりますが、1・2歳児の保育ニーズに対応するために定員内訳変更の申請を受けたものです。

変更後の定員19名の内訳は、0歳児3名、1歳児8名、2歳児8名となります。

「和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第34条の規定により設備の基準が定められておりますが、各年齢児が使用する乳児室等は、有効面積・設備等の基準に適合していることを確認しました。

同条例第35条の規定により職員の基準が定められておりますが、専任の施設長含む9名体制で、保育士6名の他、保育従事者1名、調理員1名、嘱託医及び嘱託歯科医を配置するものです。保育士数は、4.6名≒5名以上を配置する基準に対し、常勤換算後の非常勤保育士1名を含め、6名を配置しており、基準に適合していることを確認しました。

和光第3エンゼル保育室の内訳変更にあたり、市としては、1歳児に待機児童が発生しているとおり、未だ1歳児の保育ニーズを満たしていない状況を踏まえ、市の課題に対応した内容への認可・確認変更であると認識しております。

続いて、資料5 幼稚園の認定こども園移行における確認の承認について説明いたします。

市内私立幼稚園である、小羊幼稚園の設置者である学校法人シオン学園から、当該幼稚園の認定こども園への移行における確認の申請がありました。

現在、中央エリアで運営している当該園より、認定こども園への移行希望があったために申請を受けたものです。

利用定員は、100名内訳は3歳児33名、4歳児33名、5歳児34名となっております。また、1号認定と2号認定の定員設定になっており、1号認定は3歳児23名、4歳児23名、5歳児24名で2号認定は3歳児・4歳児・5歳児各10名ずつとなっております。

認定こども園は、県の認可、市の確認となっており、認可基準は「埼玉

県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例」等の規定により定められており、確認基準は、「和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに特定子ども・子育て支援施設等に関する基準を定める条例」の規定により定められております。そちらを記載しているもの資料6です。認可については、現在県に申請を行っております。確認に関する基準については、適合していることを確認しました。

市として当該幼稚園の移行について、国の認定こども園への移行方針に則ったものであり、教育ニーズと保育ニーズを満たし、小規模保育所在園児の卒園後の受け皿としての機能を担う施設となることを想定しております。

続いて、資料6 幼稚園の新制度移行における確認の承認について説明いたします。

市内私立幼稚園である、新倉幼稚園の設置者である学校法人大和学園から、当該幼稚園の新制度移行における確認の申請がありました。

現在、北エリアで運営している当該園より、新制度への移行希望があったために申請を受けたものです。

利用定員は、210名内訳は3歳児・4歳児・5歳児各70名ずつとなっております。

設備・運営等の基準は、「幼稚園設置基準」及び「和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに特定子ども・子育て支援施設等に関する基準を定める条例」の規定によりそれぞれ定められております。そちらを記載しているもの資料6です。備えるべき施設、園舎、園庭面積、設備や運営等の基準に適合していることを確認しました。

市として当該幼稚園の移行について、国の新制度移行への移行方針に則ったものであり、現在実施している預かり保育では、朝7時30分から、夕方は18時30分まで受入を行うなど、保育部分も対応可能な運営を行っていることを認識しております。

なお、未移行幼稚園のやまと幼稚園につきましては、新制度へ移行する時期を検討している旨の報告を受けています。

続いて、資料7 第2期和光市子ども子育て支援事業計画中間見直しについて説明いたします。

今回の整備につきましては、第2期和光市子ども子育て支援事業計画中間見直しに組み込んでおり、現在策定を進めているところです。

令和4年度当初から令和5年度当初にかけて、小規模保育事業所1園新設+19名、認定こども園移行に伴い保育の提供量（2号認定枠）+30名の増加となっております。

	<p>なお、小規模保育事業所において、令和4年8月に書面開催しました、第1回施設認可部会にてご承認いただいた、こぐま保育室閉園に伴う10名の減少を含んでおります。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
五十嵐部会長	<p>事務局からの説明が終わりましたので検討に移ります。ご意見ご質問等がございましたらお伺いします。いかがでしょうか。</p>
大澤委員	<p>やとじま☆リトルスター保育園は、新たに小規模保育事業所が建つということですか。</p>
事務局（千葉）	<p>はい、新たに建設をしております。</p>
五十嵐部会長	<p>新規園の連絡先は、和光プライムスター保育園になっており、系列園が現在に対応しているようですね。</p>
大澤委員	<p>1施設の閉園により減少したけれど、新たに建設することにより人数的には9名の増加で第2期和光市子ども・子育て支援事業計画中間見直しに反映されているということでしょうか。</p>
事務局（千葉）	<p>はい、そのご認識のとおりこぐま保育室の閉園と今回の申請は中間見直しに反映されています。</p>
五十嵐部会長	<p>9名の定員増は何歳児において、増加しているのですか。</p>
事務局（山口）	<p>1歳児が6名増加、2歳児が6名増加、0歳児が3名減少により、全体で9名の増加となっています。</p>
大澤委員	<p>第3エンゼル保育室の0歳児の定員を6名から3名に減少させているが、0歳児のニーズはそこまで高くないということですか。</p>
事務局（千葉）	<p>現状、0歳児のご利用は3名を上回らない運営となっており、今回の変更により、ニーズが超過することはないという認識です。</p>
大澤委員	<p>和光市全体では、0歳児は何名保育園等に入っているのですか。</p>

事務局（山口）	<p>現在、令和5年度の選考中のため、お伝えできるのが令和4年4月1日時点の状況ですが、0歳児は188名の方が利用しているのに対して、定員は254名となっています。</p>
五十嵐部会長	<p>数だけでいうと、0歳児の定員に余裕が出てきているのうかがえる。今、0歳児の余裕が出ているのは新型コロナウイルス感染症の影響による預け控えもあるみたいだが、今後の見通しとしては、育休を1歳までは取得することが定着するような状況でしょうか。</p>
事務局（柳田）	<p>就労形態の多様化によってテレワーク等も増えていると思われるため、0歳児の間は家庭で保育をして、1歳児から預けようという世帯が増えていると認識しております。</p>
大澤委員	<p>就労していると、1歳になった時が4月に合わないと言園に入れられないということが一般的にあったと思いますが、そのようなことは和光市にもあったり、1歳児の枠を年度途中で増やして入れるようになるという対応はしているのですか。</p>
事務局（山口）	<p>和光市は、1歳児において待機児童を抱えている現状となっており、資料7の一番下に参考として、記載していますが、令和2年4月においては1、2歳児において55人の待機児童が生じており、令和3年4月においては1歳児のみ39名の待機児童が生じており、令和4年4月においては1歳児のみ10名の待機児童が生じておりました。来年度についても1歳児が申請者全員の入園は難しい状況ではないかという現状を認識しています。</p>
	<p>和光市では0歳児において、入所予約制度を複数園で導入しており、4月1日時点で0歳の児童を1歳になったタイミングで0歳児クラスにて預かるという満1歳での復職も可能な環境を整えるよう努めております。</p>
汐見委員	<p>今回は施設認可部会であるため、各施設が基準を満たしているということなので、承認することにはなると思います。待機児童の解消を鑑みて、定員変更や新規開設は理解もでき、必要であると考えますが、施設の広さ、定員数、職員配置などを見ると保育の質という観点では非常に厳しい状況だと感じています。これは和光市だけの話ではないが、昨今不適切保育ということで様々な保育の現状が出されていて、それに対して保育者の規定の人数の見直しのお話が出ていますが、これが見直されないと保育者は本当</p>

に大変です。児童一人あたりの平米数の基準は満たしているにしても、73.4㎡の3DK程度の広さに19名の子ども達が一緒に過ごすとなると遊びと食事などで部屋を分けることはできず、全て一緒。保育士の勤務についても、保育園は週6日開園であり、保育士は週5日勤務であり週全てを出勤すると1日分の振替休日が生じてきます。開園時間は12時間だが、勤務時間は8時間が原則であり、開園時間に対して勤務時間が足りず、有給休暇や振替休日の取得の保障はなく、どの園も厳しい状況です。

また、産休や育休から復帰した職員がいて、喜ばしいことではありますが、育児短時間勤務になると時間数は更に足りなくなってしまう。それに対してフルに保障できる園はすごく少ないのが実情です。

各施設の状況と定められている基準をみると、元々の基準が見直されなければ保育の質は向上していかないと感じています。

五十嵐部会長

和光市も待機児童が減少してきており、提供量を増やす努力がみられていますよね。全国的にも保育の質に目を向けてというところなので、施設認可部会の議題ではないですが、ぜひ今後は、保育の質も考えていただきたいと思います。

大澤委員

保育の質については、子ども・子育て支援会議本会議でも森田会長が仰っていますが子ども・子育て支援会議で議論すべき点でしょうか。

汐見委員

そうだと思いますが、これは国の基準が変わらないことには難しい問題です。もちろん市が独自の基準で補助金を追加で出すということもありますが、それは補助金の関係もあるのでそう簡単なことではないと思います。

五十嵐部会長

補助金の上乗せや横出しなど様々方法はありますが、どれもなかなか難しいですね。

汐見委員

だからと言って変えなくていいことではないので、よりよい環境の中で子ども達が育つようにしてもらえればと思います。

五十嵐部会長

本質的な部分では、依然として難しい問題が残っているかと思いますが、今回の議題の4点については承認いただくということでもよろしいでしょうか。

汐見委員

園の監査、特に今回新規承認された園の監査はどの程度の割合とするの

ですか。

事務局（山口） 全園、年1回は1日かけて監査を行っております。新設園についても来年度監査を行う予定です。

五十嵐部会長 最後に1つだけよろしいでしょうか。小規模保育事業所が増えて、1、2歳児のニーズを吸収していると思いますが、3歳児が入る定員枠については、今回の小羊幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行により、枠を拡大しますが、現状安定しているのでしょうか。

事務局（柳田） 現在、3歳児以降で待機児童は発生しておらず安定しております。さらに、小羊幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行による2号認定枠の設定により、3歳児以降の受け皿として機能すると認識しております。

五十嵐部会長 分かりました。
それでは、今回の議題については承認とさせていただきます。今回の議論の結果につきましては、部会長から会長に報告することとし、事務局の方で、事務手続きを進めていただきます。
それでは、本日の議題はこれで終了となりますので、これにて閉会させていただきます。

署名人 _____ (印)

署名人 _____ (印)